

により保留地が定められた場合には、当該譲渡した土地等のうち当該清算金の額又は当該保留地の対価の額に対応する部分以外のものとして政令で定める部分) の譲渡がなかつたものとして、租税特別措置法第三十一条(同法第三十一条の二又は第三十一条の三の規定により適用される場合を含む。) 又は第三十二条の規定を適用する。

2 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年分の確定申告書に、同項の規定の適用を受けようとする旨の記載があり、かつ、被災市街地復興地区画整理事業の施行者から交付を受けた土地等に係る換地処分により代替住宅等を取得したことと証する書類その他の財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

3 税務署長は、確定申告書の提出がなかつた場合又は前項の記載若しくは添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、その提出又は記載若しくは添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び同項の財務省令で定める書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

4 第一項の規定の適用を受ける同項に規定する換地処分による土地等の譲渡については、租税特別措置法

第三十一条の二、第三十一条の三及び第三十三条の三第一項の規定は、適用しない。

5 個人の有する土地又は土地の上に存する権利で特定被災市街地復興推進地域内にあるものにつき被災市街地復興土地区画整理事業が施行された場合において、当該個人が、当該土地又は土地の上に存する権利に係る換地処分により土地等及びその土地等の上に建設された被災市街地復興特別措置法第十五条第一項に規定する換地処分による住宅又は同条第二項に規定する住宅等を取得したときにおける租税特別措置法第三十三条の三第一項の規定の適用については、当該換地処分による土地又は土地の上に存する権利の譲渡につき第一項の規定の適用を受ける場合を除き、当該換地処分により取得した当該住宅又は当該住宅等は同条第一項に規定する清算金に、当該住宅又は当該住宅等の価額は同項に規定する清算金の額にそれぞれ該当するものとみなす。

6 第一項の規定の適用を受けた個人が換地処分により取得した代替住宅等につきその取得した日以後譲渡（所得税法第三十三条第一項に規定する建物又は構築物の所有を目的とする地上権又は賃借権の設定その他契約により他人に土地を長期間使用させる行為で政令で定めるものを含む。次項、第十一条の六及び第十二条において同じ。）、相続（限定承認に係るものに限る。同条第六項において同じ。）、遺贈（法人

に対するもの及び個人に対する包括遺贈のうち限定承認に係るものに限る。同項において同じ。）又は贈与（法人に対するものに限る。同項において同じ。）があつた場合において、当該代替住宅等に係る譲渡所得の金額を計算するときは、当該換地処分により譲渡した土地等（以下この項において「譲渡土地等」という。）の取得の時期を当該代替住宅等の取得の時期とし、次に掲げる金額の合計額をその取得に要した金額（以下この条及び第十二条において「取得価額」という。）とする。

一 譲渡土地等の取得価額及び改良費の額の合計額（以下この項において「取得価額等」という。）（当該譲渡土地等の譲渡に要した費用がある場合には当該費用の額を加算した金額とし、代替住宅等とともに清算金を取得した場合又は第一項の保留地の対価を取得した場合には当該取得価額等及び譲渡に要した費用の額のうち当該清算金の額又は当該保留地の対価の額に対応する部分以外の部分の額として政令で定めるところにより計算した金額とする。）

二 譲渡土地等とともに清算金を支出して代替住宅等を取得した場合には、当該清算金の額

三 代替住宅等を取得するため必要とした経費の額がある場合には、当該経費の額

7 代替住宅等の譲渡に係る譲渡所得の金額を計算する場合には、確定申告書に当該代替住宅等の取得価額

が前項の規定により計算されている旨及びその計算の明細を記載するものとする。

8 第一項の規定の適用がある場合における同項の規定と租税特別措置法第二章第四節第六款から第八款までの規定との調整その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(被災市街地復興土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除の特例等)

第十一条の五 個人の有する土地等で次の各号に規定するものについて当該各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、次の各号に規定する土地等は租税特別措置法第三十三条第一項第二号に規定する資産に、当該各号に規定する買取りは同項第二号に規定する買取りに、当該各号に規定する対価は同項第二号に規定する対価に、当該各号に掲げる場合は同項第二号に掲げる場合にそれぞれ該当するものとみなして、同条及び同法第三十三条の四から第三十三条の六までの規定を適用する。

一 地方公共団体又は独立行政法人都市再生機構が特定被災市街地復興推進地域において施行する被災市街地復興土地区画整理事業で土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第一百九条第一項に規定する減価補償金を交付すべきこととなるものの施行区域（同法第二条第八項に規定する施行区域をいう。）内にある土地等について、これらの者が当該被災市街地復興土地区画整理事業として行う公共施

設の整備改善に関する事業の用に供するためにこれらの者（土地開発公社を含む。）に買い取られ、対価を取得する場合（租税特別措置法第三十三条第一項第三号の四又は第三号の五に掲げる場合に該当する場合を除く。）

二 地方公共団体又は独立行政法人都市再生機構が特定住宅被災市町村（東日本大震災により被災市街地復興特別措置法第二十一条に規定する住宅被災市町村となつた市町村をいう。以下この条において同じ。）の区域において施行する都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）による第二種市街地再開発事業の施行区域（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十二条第二項の規定により第二種市街地再開発事業について都市計画に定められた施行区域をいう。）内にある土地等について、当該第二種市街地再開発事業の用に供するためにこれらの者（土地開発公社を含む。）に買い取られ、対価を取得する場合（租税特別措置法第三十三条第一項第二号又は第三十三条の二第一項第一号に掲げる場合に該当する場合を除く。）

2 個人の有する土地等で特定住宅被災市町村の区域内にあるものが、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）の施行の日から

平成二十八年三月三十一日までの間に、地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社、地方道路公社又は土地開発公社に買い取られる場合（これらの者がこれらの者以外の者に代わり買い取る場合、前項各号に掲げる場合又は租税特別措置法第三十三条第一項第二号、第三号の四から第四号まで若しくは第八号、第三十三条の二第一項第一号若しくは第三十四条第二項各号に掲げる場合に該当する場合を除く。）には、当該買い取られる場合は、同項第一号に掲げる場合に該当するものとみなして、同条の規定を適用する。

3 個人の有する土地等で特定被災市街地復興推進地域内にあるものが次に掲げる場合（前項の規定が適用される場合に該当する場合を除く。以下この項において同じ。）に該当することとなつた場合には、次に掲げる場合は、租税特別措置法第三十四条の二第二項第一号に掲げる場合に該当するものとみなして、同条の規定を適用する。

- 一 被災市街地復興特別措置法第八条第三項の規定により土地が買い取られる場合
- 二 土地等につき被災市街地復興地区画整理事業が施行された場合において、被災市街地復興特別措置法第十七条第一項の規定により保留地が定められたことに伴い当該土地等に係る換地処分により当該土

地等のうち当該保留地の対価の額に対応する部分の譲渡があつたとき。

4 個人の有する土地等で特定被災市街地復興推進地域内にあるものが前項第一二号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、同号の保留地が定められた場合は租税特別措置法第二十三条の三第一項に規定する保留地が定められた場合に該当するものとみなし、かつ、同号の保留地の対価の額は同項に規定する保留地の対価の額に該当するものとみなして、同項の規定を適用する。

5 個人が、土地開発公社に対しその有する租税特別措置法第三十一条の二第一項に規定する土地等で次の各号に掲げるものの譲渡をした場合において、当該譲渡に係る土地等が独立行政法人都市再生機構が実行する当該各号に定める事業の用に供されるものであるときは、当該土地等の譲渡は、同条第二項第二号に掲げる土地等の譲渡に該当するものとみなして、同条の規定を適用する。

一 特定被災市街地復興推進地域内にある土地等 被災市街地復興土地区画整理事業

二 特定住宅被災市町村の区域内にある土地等 都市再開発法による第二種市街地再開発事業

6 第一項又は第二項の規定の適用がある場合におけるこれらの規定と租税特別措置法第二章第四節第五款の規定との調整その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例)

三一

- 第十一条の六 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失（通常の修繕によつては原状回復が困難な損壊を含む。以下この項において同じ。）をしたことによつてその居住の用に供することができなくなつた個人が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地又は当該土地の上に存する権利の譲渡をした場合には、租税特別措置法第三十一条の三第二項第四号、第三十五条第一項、第三十六条の二第一項第四号、第四十一条の五第七項第一号ニ及び第四十一条の五の二第七項第一号ニ中「滅失」とあるのは「滅失（通常の修繕によつては原状回復が困難な損壊を含む。）を」と、
- 「三年」とあるのは「七年」と読み替えて、同法第三十一条の二、第三十五条、第三十六条の二、第三十一条の五、第四十一条の五又は第四十一条の五の二の規定を適用する。
- 2 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年分の確定申告書に、同項の規定の適用を受けようとする旨の記載があり、かつ、同項の規定に該当する旨を証する書類として財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。
- 3 税務署長は、確定申告書の提出がなかつた場合又は前項の記載若しくは添付がない確定申告書の提出が

あつた場合においても、その提出又は記載若しくは添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び同項の財務省令で定める書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

第十二条第一項中「第六項」を「第七項」に改め、同項の表の第一号中「前条第一項」を「第十二条第一項」に改め、「この条」の下に「及び次条」を加え、同条第五項中「第三十七条の二及び第三十七条の三第二項」を「及び第三十七条の二」に改め、「次項」の下に「及び第七項」を加え、同項の表租税特別措置法第三十七条の三第二項の項を削り、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項中「前項」を「前二項」に、「第三十七条の二及び第三十七条の三第二項」を「及び第三十七条の二」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7 第一項の規定の適用を受けた買換資産については、第十一条の三の規定により読み替えられた租税特別措置法第十九条各号に掲げる規定（同法第十三条から第十三条の三までの規定を除く。）は、適用しない。

第十二条の次に次の二条を加える。

(買換資産の取得期間等の延長の特例)

第十二条の二 租税特別措置法第三十一条の二第三項の規定の適用を受けた土地等の譲渡の全部又は一部が、東日本大震災に起因するやむを得ない事情により、同項に規定する期間（その末日が平成二十三年十二月三十一日であるものに限る。）内に同条第二項第十二号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡に該当することが困難となつた場合で政令で定める場合において、平成二十四年一月一日から起算して二年以内の日で政令で定める日までの期間内に当該譲渡の全部又は一部が同項第十二号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなることが確実であると認められることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたときは、当該譲渡の日から当該政令で定める日までの期間を同条第三項に規定する期間とみなして、同条の規定を適用する。

2 次の表の各号の上欄に掲げる個人が、東日本大震災に起因するやむを得ない事情により、当該各号の下欄に掲げる資産を当該各号の中欄に掲げるこれらの資産の取得（当該各号の上欄に規定する規定に定める取得をいう。以下この項において同じ。）をすべき期間（第一号、第二号、第四号及び第五号の中欄に掲げる期間にあつては、その末日が平成二十三年三月十一日から同年十二月三十一日までの間にあるものに

限る。) 内に取得をすることが困難となつた場合において、当該期間の初日から当該期間を経過した日以後二年以内の日で政令で定める日までの期間内に当該各号の下欄に掲げる資産の取得をする見込みであり、かつ、財務省令で定めるところにより納税地の所轄税務署長の承認を受けたときは、当該各号の中欄に掲げる期間の初日から当該政令で定める日までの期間を同欄に掲げる期間とみなして、租税特別措置法第三十三条、第三十三条の二、第三十三条の五、第三十六条の一、第三十六条の三、第三十七条、第三十一条の二、第三十七条の五及び第四十一条の五の規定を適用する。

個 人	期 間	資 産
一 租税特別措置法第三十三条第一項の規定の適用を受ける個人	同項に規定する代替資産の取得をすべき期間	同項に規定する代替資産
二 租税特別措置法第三十三条の二第二項において準用する同法第二項において準用する同法第三十三条第二項の規定の適用	同法第三十三条の二第二項において準用する同法第三十三条第二項に規定する代替資産の取得をすべき期間	同法第三十三条の二第二項に規定する代替資産
三 第三十三条第二項の規定の適用を受ける個人		

		三　租税特別措置法第三十六条の二第二項の規定の適用を受ける個人（平成二十二年一月一日から平成二十三年三月十一日までの間に同条第一項に規定する譲渡資産の譲渡をした者に限る。）	同条第二項の規定により読み替えられた同条第一項に規定する当該譲渡の日の属する年の前年一月一日から当該譲渡の日の属する年の翌年十二月三十一日までの間
四　租税特別措置法第三十七条第四項の規定の適用を受ける個人	同項に規定する譲渡をした日の属する年の翌年中（同項に規定する税務署長の承認を受けた場合は、当該税務署長が認定した日までの期間）	同条第一項に規定する買換資産	同条第二項に規定する買換資産
五　租税特別措置法第三十七条の五第二項において準用する同法第五第二項において準用する同法第三十七条の五第二項において準用する同法第三十七条第四項に規定す	同法第三十七条の五第一項に規定する買換資産	同法第三十七条の五第一項に規定する買換資産	同条第二項の規定により読み替えられた同条第一項に規定する当該譲渡の日の属する年の前年一月一日から当該譲渡の日の属する年の翌年十二月三十一日までの間

第三十七条第四項の規定の適用
を受ける個人

（同項に規定する税務署長の承認を受けた場合は、当該税務署長が認定した

日までの期間

六 租税特別措置法第四十一条の

五第一項の規定の適用を受ける

個人（平成二十二年一月一日か

ら平成二十三年三月十一日まで

の間に同条第七項第一号に規定

する譲渡資産の譲渡をした者に

限る。）

同号に規定する特定譲渡の日の属する

年の前年一月一日から当該特定譲渡の

日の属する年の翌年十二月三十一日ま

での間

同号に規定する買換資産

第十二条の見出し中「適用期間」を「適用期間等」に改め、同条第一項中「租税特別措置法」を「従前家

屋（租税特別措置法）に、「新築等をして」を「新築等（以下この条及び次条において「住宅の新築取得

等」という。)をして「に改め、「供していった家屋」の下に「をいう。以下この条において同じ。)」を加え、「当該家屋」を「当該従前家屋」に、「居住日が同条第一項」を「居住日が同法第四十一条第一項」に、「住宅の取得等又は認定長期優良住宅の新築等に係る」を「住宅の新築取得等に係る対象住宅借入金等」()に、「の金額、同条第三項」を「同条第三項」に、「の金額又は同条第五項」を「又は同条第五項」に、「の金額を」を「をいう。以下この条において同じ。)の金額を」に、「における同条第一項」を「における同法第四十一条第一項」に改め、同条第二項中「租税特別措置法」を「従前増改築等家屋（租税特別措置法）に、「増改築等をして」を「増改築等（以下この条及び次条第五項において「特定増改築等」という。）をして」に、「同条第一項」を「同法第四十一条の三の二第一項」に改め、「供していった家屋」の下に「をいう。以下この条において同じ。)」を加え、「当該家屋」を「当該従前増改築等家屋」に、「その者が当該住宅の増改築等」を「その者が当該特定増改築等」に改め、「増改築等住宅借入金等」の下に「（以下この条及び次条第五項において「増改築等住宅借入金等」という。）」を加え、同条に次の三項を加える。

3 従前家屋又は従前増改築等家屋が東日本大震災によつて被害を受けたことにより居住の用に供すること

ができなくなつた居住者が、当該居住の用に供することができなくなつた日の属する年において、新規住宅借入金等又は新規増改築等借入金等の金額を有する場合には、当該年における租税特別措置法第四十一条第一項の住宅借入金等特別税額控除額は、次条並びに同法第四十一条、第四十一条の二及び第四十一条の二の二の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額の合計額とする。

- 一 対象住宅借入金等又は増改築等住宅借入金等が従前家屋に係る対象住宅借入金等又は従前増改築等家屋に係る増改築等住宅借入金等である場合 当該対象住宅借入金等又は増改築等住宅借入金等の金額につき租税特別措置法第四十一条、第四十一条の二又は第四十一条の三の二の規定に準じて計算した金額
- 二 対象住宅借入金等又は増改築等住宅借入金等が新規住宅借入金等又は新規増改築等借入金等である場合 当該新規住宅借入金等又は新規増改築等借入金等の金額につき次条又は租税特別措置法第四十一条、第四十一条の二若しくは第四十一条の三の二の規定に準じて計算した金額

4 前項の居住者が、第一項又は第二項の規定の適用を受ける年において、新規住宅借入金等又は新規増改築等借入金等の金額を有する場合には、当該年における租税特別措置法第四十一条第一項の住宅借入金等

特別税額控除額は、第一項及び第二項並びに次条並びに同法第四十一条、第四十一条の二及び第四十一条の三の二の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額の合計額とする。

一 対象住宅借入金等又は増改築等住宅借入金等が従前家屋に係る対象住宅借入金等又は従前増改築等家屋に係る増改築等住宅借入金等である場合 当該対象住宅借入金等又は増改築等住宅借入金等の金額につき第一項又は第二項の規定に準じて計算した金額

二 対象住宅借入金等又は増改築等住宅借入金等が新規住宅借入金等又は新規増改築等借入金等である場合 当該新規住宅借入金等又は新規増改築等借入金等の金額につき次条又は租税特別措置法第四十一条、第四十一条の二若しくは第四十一条の三の二の規定に準じて計算した金額

5 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 新規住宅借入金等 その者が住宅の新築取得等をした租税特別措置法第四十一条第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等（同条第六項に規定する増改築等をいう。次条において同じ。）をした家屋又は認定長期優良住宅（同法第四十一条第五項に規定する認定長期優良住宅をいう。

次条において同じ。）で、従前家屋又は従前増改築等家屋が東日本大震災によつて被害を受けたことにより居住の用に供することができなくなつた日から平成二十五年十二月三十一日までの間に同法第四十一条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供したもの（当該増改築等をした家屋については当該増改築等に係る部分に限り、従前家屋及び従前増改築等家屋を除く。）に係る対象住宅借入金等をいう。

二 新規増改築等借入金等 その者が特定増改築等をした租税特別措置法第四十一条の三の二第一項に規定する居住用の家屋で、従前家屋又は従前増改築等家屋が東日本大震災によつて被害を受けたことにより居住の用に供することができなくなつた日から平成二十五年十二月三十一日までの間に同法第四十一条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供したもの（当該特定増改築等に係る部分に限り、従前家屋及び従前増改築等家屋を除く。）に係る増改築等住宅借入金等をいう。

第十三条の次に次の二条を加える。

（住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例）

第十三条の二 その有していた家屋でその居住の用に供していたもの（以下この項において「従前住宅」と

いう。）が東日本大震災によつて被害を受けたことにより居住の用に供することができなくなつた居住者が、住宅の新築取得等をし、かつ、当該住宅の新築取得等をした居住用家屋（租税特別措置法第四十一条第一項に規定する居住用家屋をいう。以下この条において同じ。）若しくは既存住宅（同項に規定する既存住宅をいう。以下この条において同じ。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等をした家屋が従前住宅である場合には通常の修繕によつては原状回復が困難な損壊を受けたことにより当該居住の用に供することができなくなつたものに限るものとし、当該増改築等をした家屋については当該増改築等に係る部分に限る。以下この条において同じ。）又は認定長期優良住宅を当該居住の用に供することができなくなつた日から平成二十五年十二月三十一日までの間に同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合（居住用家屋の新築若しくは居住用家屋で建築後使用されたことのないもの若しくは既存住宅の取得又は認定長期優良住宅の新築若しくは取得をしたこれらの家屋（以下この項において「再建住宅」という。）にあつては、当該従前住宅を居住の用に供することができなくなつた日以後最初に居住の用に供した場合に限る。）において、当該居住の用に供した日の属する年（次項から第四項までにおいて「居住年」という。）以後十年間の各年（同日以後その年の十二月三十一日（その者が死亡した日の属する年又

は当該住宅の新築取得等をした居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋若しくは認定長期優良住宅が災害により居住の用に供することができなくなつた日の属する年にあつては、これらの日。以下この項及び第三項において同じ。）まで引き続きその居住の用に供している年に限る。以下この条において「再建特例適用年」という。）において当該住宅の新築取得等（再建住宅にあつては、当該従前住宅を居住の用に供することができなくなつた日以後最初に居住の用に供したものに係る住宅の新築取得等に限る。以下この条において「住宅の再取得等」という。）に係る同法第四十一条第一項に規定する住宅借入金等（以下この条において「再建住宅借入金等」という。）の金額を有するときは、その者の選択により、当該再建特例適用年における同項に規定する住宅借入金等特別税額控除額は、同法第四十一条第二項及び第五項並びに第四十一条の二の規定にかかわらず、その年十二月三十一日における再建住宅借入金等の金額の合計額（当該合計額が借入限度額を超える場合には、当該借入限度額）の一・二パーセントに相当する金額（当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）として、同法第四十一条及び第四十一条の二の二の規定を適用することができる。

2 前項に規定する借入限度額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 居住年が平成二十三年又は平成二十四年である場合 四千万円

二 居住年が平成二十五年である場合 三千万円

3 第一項に規定する居住者が、再建特例適用年において、二以上の居住年に係る住宅の再取得等に係る再建住宅借入金等の金額（同項の規定により租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受けるものに限る。以下この項において同じ。）を有する場合には、当該再建特例適用年における第一項の住宅借入金等特別税額控除額は、同項の規定にかかわらず、当該再建特例適用年の十二月三十一日における再建住宅借入金等の金額につき異なる居住年ごとに区分をし、当該区分をした居住年に係る住宅の再取得等に係る再建住宅借入金等の金額ごとにそれぞれ同項の規定に準じて計算した金額の合計額とする。ただし、当該合計額が控除限度額を超えるときは、当該再建特例適用年における同項の住宅借入金等特別税額控除額は、当該控除限度額とする。

4 前項ただし書に規定する控除限度額は、同項に規定する再建住宅借入金等の金額に係る居住年につき第二項の規定により定められた借入限度額の一・二パーセントに相当する金額のうち最も多い金額とする。

5 第一項に規定する居住者が、再建特例適用年において、再建住宅借入金等の金額（同項の規定により租

税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受けるものに限る。以下この項において同じ。）及び当該再建住宅借入金等の金額に係る住宅の再取得等以外の住宅の新築取得等（以下この項において「他の住宅取得等」という。）に係る同法第四十一条第一項に規定する住宅借入金等（当該他の住宅取得等をした居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋に係る同項に規定する適用年若しくは同条第三項に規定する特例適用年又は当該他の住宅取得等をした認定長期優良住宅に係る同条第五項に規定する長期優良住宅特例適用年に係るものに限る。以下この項において「他の住宅借入金等」という。）の金額又は特定増改築等に係る増改築等住宅借入金等（当該特定増改築等をした家屋に係る同法第四十一条の三の二第一項又は第四項に規定する増改築等特例適用年に係るものに限る。以下この項において「他の増改築等住宅借入金等」という。）の金額を有する場合には、当該再建特例適用年における第一項の住宅借入金等特別税額控除額は、同項及び第三項の規定にかかわらず、当該再建住宅借入金等の金額及び当該他の住宅借入金等の金額（当該他の住宅借入金等の金額のうちに、同法第四十一条第三項の規定により同条又は同法第四十一条の二の二の規定の適用を受ける場合における同項に規定する特例住宅借入金等の金額が含まれるときは、当該特例住宅借入金等の金額又は当該特例住宅借入金等の金額以外の他の

住宅借入金等の金額とし、同法第四十一条第五項の規定により同条又は同法第四十一条の二の二の規定の適用を受ける場合における同項における同項に規定する長期優良住宅借入金等の金額が含まれるときは、当該長期優良住宅借入金等の金額又は当該長期優良住宅借入金等の金額以外の他の住宅借入金等の金額とする。）又は当該他の増改築等住宅借入金等の金額について、同法第四十一条の二の規定に準じて政令で定めるところにより計算した金額とする。

6 第一項に規定する居住者が、二以上の住宅の再取得等をし、かつ、これらの住宅の再取得等をした居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋又は認定長期優良住宅を同一の年中に同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合には、同項に規定する選択は、これらの住宅の再取得等に係る再建住宅借入金等の金額の全てについてしなければならないものとする。

7 第一項の規定により租税特別措置法第四十一条の規定の適用を受ける場合における同条第十七項の規定の特例その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（復興指定会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例）

第十三条の三 居住者又は所得税法第一百六十四条第一項第一号から第三号までに掲げる非居住者が、東日本

大震災復興特別区域法第四十二条第一項に規定する指定会社で平成二十八年三月三十一日までに同項の規定により指定を受けたもの（以下この条において「復興指定会社」という。）により発行される株式（当該指定の日から同日以後五年を経過する日までの間に発行されるものに限る。以下この条において「復興株式」という。）を払込み（当該株式の発行に際してするものに限る。）により取得（租税特別措置法第二十九条の二第一項本文又は第二十九条の二第一項本文の規定の適用を受けるものを除く。）をした場合には、当該復興指定会社は租税特別措置法第四十一条の十九第一項に規定する特定新規中小会社と、当該復興株式は同項に規定する特定新規株式とそれぞれみなして、同条の規定を適用する。

第十七条の次に次の四条を加える。

（復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）

第十七条の二 次の表の各号の第一欄に掲げる法人が、当該各号の第二欄に掲げる期間内に、当該各号の第三欄に掲げる区域内において当該各号の第四欄に掲げる事業の用に供する当該各号の第五欄に掲げる減価償却資産でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は同欄に掲げる減価償却資産を製作し、若しくは建設して、これを当該区域内において当該法人の当該各号の第四欄に掲げ

る事業の用に供した場合には、当該事業の用に供した日を含む事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。次項及び第十項において「供用年度」という。）の当該減価償却資産に係る償却費として損金の額に算入する金額の限度額（以下第十八条の四までにおいて「償却限度額」という。）は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかるわらず、当該減価償却資産の普通償却限度額（同条第一項に規定する償却限度額又は同条第二項に規定する償却限度額に相当する金額をいう。以下第十八条の四までにおいて同じ。）と特別償却限度額（当該減価償却資産の取得価額の百分の五十（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の二十五）に相当する金額をいう。）との合計額とする。

法 人	期 間	区 域	事 業	資 産
一 東日本大震災復興特別区域法	同法の施行の日から平成二十八年三月三十日まで	当該認定地方公共団体の作成した同法第七条第一項に規定する認定復興事業をいう。又は	産業集積事業（同法第二条第三項第ニ号イに掲げる事備並びに構築物	機械及び装置、建物及びその附属設
第三十七条第一項の規定により				（建築物整備事業

		同項に規定する 認定地方公共団 体の指定を受け た法人
二 東日本大震災	同法の施行の日から	推進計画（以下こ の表において「認 定復興推進計画」 という。）に定め られた同法第四条 第二項第四号イに 規定する復興産業 集積区域
当該認定地方公共 建築物整備事業	同法第一條第三 項第二号ロに掲げ る事業をいう。以 下この号において 同じ。）	建築物整備事業 にあつては、建築 基準法第二条第九 号の二に規定する 耐火建築物である ことその他認定復 興推進計画の区域 における市街地と 産業の復興に資す るものとして政令 で定める要件を満 たす建物及びその 附属設備
賃貸住宅供給事業	同法第一條第三 項第二号ノに掲げ る事業をいう。以 下この号において 同じ。）	同法第一條第三 項第二号ノに掲げ る事業をいう。以 下この号において 同じ。）
第十八条の二第一	同法第一條第三 項第二号ノに掲げ る事業をいう。以 下この号において 同じ。）	同法第一條第三 項第二号ノに掲げ る事業をいう。以 下この号において 同じ。）